

なるほど 

正しい事業承継

- 経営承継円滑化の取り組み -



吉川 孝
税理士・中小企業診断士

Vol. 40

自社株式の価値や移転の意味と多様性

昨年の6月17日に第一回のこのFAX情報を送り始めて40回目になりました。

全道各地に出向いてセミナーや相談、コンサルティングなどを通して多くの中小企業の承継問題に出会うなかで、私たちは『事業承継は財産や相続問題ではなく、経営の円滑な承継のための経営と人の問題である』ということ啓蒙し、まさしく、そうであることを肌で感じてきました。

その一方で、経営承継円滑化法と新事業承継税制の認知度があまりに低いことも見聞してきましたので、できるだけ経営者目線でわかりやすく、この新事業承継税制に関する知識を得ていただきたいと思い、この“お節介な情報提供”を始めました。

一年は続けようと勝手に思い、毎週水曜日に、1,000社以上の経営者に向けて発信しています。

経営承継円滑化法に基づく、事業承継税制や民法特例、金融措置のいずれも、事業承継の特効薬ではなく、単なる一つの方法にすぎません。財産の相続や贈与は大変気になる問題でしょうが、それは事業承継にとっては目的ではなく手段です。本末転倒してはいけません。

その意味では、このFaxは本末転倒の制度情報のみをお届けしてきましたので、改めて、事業承継における自社株式の価値や移転の意味と多様性についてお話をしてみたいと思います。

大切なことは「経営の承継」に対する事前の、現経営者自らの手による計画的な取り組みであることに間違いありません。

ですから、現経営者の退任（代表者交代）の意思とその計画、できればその開示が事業承継への取り組みの「はじまり」です。当然、そのためには後継者が一人に特定されなければなりません。そして、次世代に引き継がせるべき経営や財務の内容になっているか、又は、そうする道筋が無ければなりません。ここに100社100通りの個別事情の中で、最も適切な事業承継デザインやスケジュールが生まれ、そこではじめて、それと並行した円滑な後継者への株式移転のスキームと法的な課題解決の方策が必要になるのです。

つい先日、二社の顧問先で私が触媒となり仲介者となって「はじまった事業承継」では、株式の移転はありません。二例ともホントの後継者に向けての中継ぎだからです。株式については、今後ホントの後継者に対しての株価評価や移転計画を作っていくことになります。

両社とも正確な株価評価をしていませんが、株価が高くない又は下がって行く傾向にある点が当面の経営承継の問題です。それは株価の低い会社の経営承継には課題があるからです。

株式の移転の意義って何でしょう？ 非上場の株式の価値って一体何なのか？ 実は、非上場の株式の価格は沢山の顔がある！？ 親族内と親族外承継の場合など、次回以降お話しします。

■ご意見・ご質問等がございましたらFAXにてお問い合わせください。

なお、FAXの受信を希望されない方は「FAX受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。

御社名

FAX受信拒否

FAX番号：011-622-7768



日成コンサルティング株式会社

〒064-0822 札幌市中央区北2条西26丁目2番18号 26ウエストビル 2階

TEL:011-622-0311 E-mail: t.yoshikawa@nissei-consulting.com